

改訂 建設業におけるわかりやすい交通労働災害防止対策 No.137620

新旧対照表 第2版3刷（令和元年6月7日）

第2版2刷（平成25年3月5日）			第2版3刷（令和元年6月7日）																																																																																												
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																																																																										
17	最下段	(資料 1)により前記ガイドラインを改正しました。	17	下から 2行目	(平成30年6月1日 一部改正 資料 1)により前記ガイドラインを改正しました。																																																																																										
43	下から 8行目	大型免許が必要であり、～(省略)	43	7行目	大型免許または中型免許が必要であり、～(省略)																																																																																										
44	表3-1	(表省略)右記、中型免許、中型自動車欄、追加	44	表3-1	表3-1 運転できる自動車と免許の種類 <table><tr><th>車種</th><th>免許</th><th>大型免許</th><th>中型免許</th><th>普通免許</th><th>大型特殊免許</th><th>大型二輪免許</th><th>普通二輪免許</th><th>小型特殊免許</th><th>原付免許</th></tr><tr><td>大型自動車</td><td></td><td>○</td><td>×</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中型自動車</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>普通自動車</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大型特殊自動車</td><td></td><td></td><td>×</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大型自動二輪車</td><td></td><td></td><td>×</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>普通自動二輪車</td><td></td><td></td><td>×</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>原動機付自転車</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr></table>	車種	免許	大型免許	中型免許	普通免許	大型特殊免許	大型二輪免許	普通二輪免許	小型特殊免許	原付免許	大型自動車		○	×							中型自動車		○	○	×	×	×	×	×	×	普通自動車		○	○	○						大型特殊自動車			×		○					大型自動二輪車			×			○				普通自動二輪車			×			○	○			小型特殊自動車		○	○	○	○	○	○	○		原動機付自転車		○	○	○	○	○	○		○
車種	免許	大型免許	中型免許	普通免許	大型特殊免許	大型二輪免許	普通二輪免許	小型特殊免許	原付免許																																																																																						
大型自動車		○	×																																																																																												
中型自動車		○	○	×	×	×	×	×	×																																																																																						
普通自動車		○	○	○																																																																																											
大型特殊自動車			×		○																																																																																										
大型自動二輪車			×			○																																																																																									
普通自動二輪車			×			○	○																																																																																								
小型特殊自動車		○	○	○	○	○	○	○																																																																																							
原動機付自転車		○	○	○	○	○	○		○																																																																																						
97	1行目 ～最下 段	〔資料 1〕交通労働災害防止のためのガイドラインの改正について(削除)	97	1行目 ～最下 段	「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について(新設)																																																																																										
101	16行目	(省略)～点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転～(省略)	101	16行目	(省略)～点呼等により、疾病、疲労、睡眠不足、飲酒その他の理由により安全な運転～(省略)																																																																																										